

令和6年度第5回都市経営会議 令和6年（2024年）7月22日（月）開催

1 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和6年度補正予算について）

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 市道路線の認定及び認定変更について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 資料15ページの市道1490号線の認定変更について質問する。今回、市道4583号線を新たに造成、認定したことにより、旧里道（市道1490号線の一部）が不要になったとのことだが、このようなケースでは旧里道の用地処理をどのように行っているのか。

⇒ 都市計画法第39条の規定では、従前の公共用地（本件においては市道1490号線の一部）が開発行為に含まれる場合には、開発行為者に当該用地が一旦帰属されることとなっている。そのため、里道の廃止分を、新たに認定される市道4583号線の中に入れ、その分の面積を市道4583号線内の地番に割り振り、それから市へ移管手続きを行うこととなっている。

- ・ 平たく言えば無償譲渡か。

⇒ そうである。

- ・ 仮に、開発行為によって道路などの公共施設（※）の一部が宅地になってしまうようなケースでは有償譲渡するのか。

（（※）補足：都市計画法に基づく開発許可制度における「公共施設」とは、道路や下水道、公園等の用に供する施設を指しています。）

⇒ その場合は有償譲渡になると思う。法律の建て付けでは、開発行為に伴い新たな公共施設が設置される場合、従前の公共施設と当然に交換されるものとして整理することが事務処理上、簡便であるため、そのように取り扱うこととなるが、そもそも代替機能を有する公共施設が設置されない場合は買い取り等での対応となる。

- ・ 開発しようとするエリアに既存の里道が含まれているケースとそうでないケースがあると思う。前者の場合、既存の里道の一部について、無償譲渡を受けることができれば開発者は用地負担が楽になる。ところが従前の公共施設がない箇所を開発する場合には、開発者に目一杯の負担が生じる。結果、得する事業者とそうでない事業者が生まれることになるが、これはルールに基づいてのことか。それとも慣例に基づいてのことか。

⇒ 都市計画法に基づく開発が行われた場合の話になるが、市が持っている里道の財産

は相手方に帰属することになり、逆に、相手方が新設した公共施設は市に帰属されることになる。概ね帰属される方の面積が大きい、従前の機能がなかった場合には、なかった場合に比べて機能を維持する検討の必要性が生じる。それをもって、いずれが得か損かではなく、従前の機能が回復されたか、開発によって機能が向上したかという視点を持つべきというのが元々の開発行為の趣旨である。

市道 1490 号線はもともと里道であり、建築基準法上、最低限必要とされる 4m の幅員を備えていなかった。このような場合は、里道の一部を取り込み整理いただいた上で、一定の幅員を有した道路として市の管理下に置く方が今後のメリットがある。

- ・ 上下水道局では資産として多くの水路を抱えており、年間 10 件程度、コンスタントに譲渡している。それらを処分する際には、重要な財産であるため、わずかでも収益を上げたいという意識が働くが、道路の場合は無償譲渡とする場合もあるという説明があった。公共施設マネジメントにはインフラも含まれるため、現状のやり方のままで良いのか、一度議論しても良いのではないか。
- ⇒ 開発区域に含まれる従前の道路等の公共施設は開発者に帰属されるという規定があるため、他市において、帰属ではなく買い取りを含めた対応を行っているところがあれば参考にしつつ、今後の対応を検討していきたい。

3 西宮市道路線の認定の承諾について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ なぜここに市境があるのか、歴史的経緯は分かるか。

⇒ あくまで推測になるが、当該箇所は古くから仁川と武庫川の合流点であり、市域が決定されて以降、仁川の流れが変わったり、武庫川の改修があった現場であるため、現状の土地利用の形態と市域を合わせることは難しい。

4 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

5 宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし